

# 安全運転管理者選任事業者の皆様へ

令和4年度から、改正道路交通法施行規則が施行されたことに伴い、安全運転管理者が、運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認をするなど安全運転管理者の行うべき業務が拡充されました。

これに伴い、次の点に注意し、安全運転管理者の業務が適正に行われるように指導をお願いします。

## 1 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存が義務化されました。

これまで安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていましたが、**令和4年4月1日**からは、

- 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 当該運転者の酒気帯びの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること

が新たに義務付けられました。

目視等で酒気帯びの有無を確認



確認の内容を記録し保存

### 【記録する事項】

- ① 確認者名 ② 運転者 ③ 運転者の業務に係る自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 確認の日時 ⑤ 確認の方法 ⑥ 酒気帯びの有無 ⑦ 指示事項 ⑧ その他必要な事項

## 2 アルコール検知器の使用及び保守、管理が義務化されます。

また、**令和5年12月1日**からは、酒気帯びの有無の確認の方法は、アルコール検知器を用いて行うこととされたので準備をお願いします。

- アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものであれば足り、特段の性能上の要件は問いません。
- アルコール検知器は制作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

確認の方法として検知器の使用が必要になります！

検知器の管理、保守、定期的な故障の有無の確認義務も！

### お問い合わせ先

- 主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通課
- 福井県警察本部交通企画課 電話 0776-22-2880 (内線5052)